

もり  
大 森 勝 夫 の 音  
おと  
信たより

第3回定例会の報告 平成二十一年 九月議会



那須 朝日岳付近の紅葉 9月下旬

未来永劫続くための判断であること。それらを持ち続けることが、町民の思いとかけ離れることなく行動できる原則なのではなからうか。

### 給食費の無料化におもっ

今議会での給食費無料化についての審議は、無料化の是非を単独で審議する提案ではなく、「補正予算に無料化の費用を計上する」かたちで提案されました。この場合、無料化に反対であれば、補正予算案に反対するという手段をとる以外に方法はありません。

・補正予算に、賛同できない無料化案が含まれているので、補正予算案に反対する

・補正予算に、賛同できない無料化案が一つあるが、一つだけなので賛成する

どちらを皆さんは望んだのでしょうか。

私は前者を選びました。給食費の無料化が詳細にわたり論議されているとは言い難く、

不確定な問題も多い。それが十月実施では時期尚早である。ゆえに給食費の無料化に反対する理由であり、他の予算執行に反対したわけではない。無料化に待ったをかける

手段は、補正予算に反対することしか選択する

与えられなかった。だからその道を選択する

より手段は無いと決断したのである。

### 子育て支援と給食費無料化は同義語か

子育て支援の方針は良い事と思います。

では「子育て支援」の目的、核をなすべきところは何か。経済面での支援なのか、

子供が立派に育つように手段で支援することなのか。または、出来る事であれば全部やっ

てしまおうという考えなのか。いずれにせよ、核となる部分の方針を明確化する必要はあると思うのです。

経済的な支援が、子育て支援の第一目標であるならば、何であれ無料化にすれば経済的負担は軽減するでしょう。

一方、教育日本一の町を目指すといった目標も掲げています。その実現には、子育てに

対する親の情熱を高めることが一番大切であると思います。なにより親の意識の高揚が、

子供の心に良い影響を与えるはず。しかし、給食費の無料化により、「子供の食

事の責任は町である」といった無責任な感覚が生じてしまうことは無いのでしょうか。

親の子育て義務意識の高揚が同時に進行せず、給食費無料化のみが先行してしまつては、

親は家に帰つた子供の面倒をみるだけでよいといった、逆効果の風潮が蔓延してしまつ事

態にならないでしょうか。給食費の無料化が親の子育て意欲の低下を招き、教育日本一を

目指す道のりは、かえって遠く険しいものに

なる

みなさんこんにちは 大森勝夫です。  
今回の定例会において幾つかの決断をしました。賛否を下すというおおよそ単純な作業なのですが、提案状況により判断は複雑化するものです。議員とは町民の代弁者であるべき、しかし町民の数だけ考え方は存在する。そうしたなかで私のとるべき判断はどつあるべきか、常に自問自答を繰り返す原点なのです。  
議員は町政を見つめる立場であり、各議員に賛否の判断がゆだねられている。だから勇気を持って決断をするべき。大切なのは判断の原則となる価値観ではなからうか。原理原則にならった判断を常に心がけること。町が

なってしまうものか心配です。

### 県内初の無料化に町民は誇りを持てるのか

子供のいない世帯では、給食費の無料化に理解を示しているのだろうか。すでに給食費の支援として二人目は半額、三人目は無料を実施している。今回の無料化により年間7千万円の財政負担が発生し、世帯数で割れば約一百万円の比率となる。町民がそれらを理解、納得したうえで無料化を実施しなければ「我々みんなで大子の子供達を支援し育てている」と誇りを持てる状況にはならない。

仮に、町が全額給食費を補助するのであれば、給食費の半額分を親から福祉費として徴収し、その収入を老人福祉に充てれば、町、子育て世代、お年寄りの三位一体の支援体系となる。それでも親が支払う給食費は半額に軽減される。助け合いの町として模範となったのではないか。

または、申請制度とし、毎年3月に失業者や母子・父子家庭に限り申請を受け付け、一年間給食費を無料とする、といった支援的な手法も検討できなかったのか。

改正の面でも、期限を定めた無料化の実施ではないため、見直しが極めて困難である。二年ごとに再検討して無料化の継続を図る、などの時限付きで実施すれば、激変する経済状況にも対応していけたはずである。

また、大子中学校の耐震化工事は一〇億円

近くかかるともいわれている。無料化の費用で返済できない額ではない。ゴミ焼却場も老朽化し建て替えの時期が近い。今後、町は数十億円の出費を控えている状況なのである。

以上のような理由で、給食費無料化は現時点で賛同することはできず、よって補正予算案に反対の意思を示した次第であります。

### 産廃施設の認可におもひ

知るとは何であろう、知識や学問は個人の努力で高めることはできるが、情報も望めばすべて得られるものなのか。しかし、思いもよらない事例であれば調べようとする動機さえ起こせないのではないか。

議員に知らされず、町民にも知らされず、産廃関連施設の認可があった。行政執行のうえで、正常な事態とは思えない。町長の弁では、「非公開」と「知らせなかった事」とでは内容が違ふという。聞かれても答えないことが非公開であり、今回は誰も聞かなかつたから話さなかつた、聞かれれば幾らでも説明する所存であつたという。説明責任を果たさない事よりも、察知能力に欠けていたほうが悪いという事なのである。また、今回の事例では、住民説明をする必要は法律上無かつたので責任も無いという。町長は法の執行者として、違法でなければ手続きを執行する責任があり、産廃だからといって単に反対する

ことは立場上できないという。

平成二十年の一月に佐原地区の住民より産廃施設反対の要望書が町に提出された。その数日後に、今回の産廃施設を事実上認める意見書が町から県へ提出されている。その意見書に、佐原地区の要望は反映されていない。

本来であれば、この段階で、公にすることがあつたのではないのか。「コンクリート粉砕の中間処理施設の計画が現在あるが、環境への影響は軽微であり、産業的見地から必要性は高いので理解を求めたい。佐原地区より提出された要望書とは主旨が異なる施設である」などの理解を求める説明をするのが筋ではなからうか。法律上必要が無いから、やらなくても当然であるといった感覚が、産廃関連の事例でまかり通つてよいものなのか。

私は、産廃イコール悪という図式も望ましいものではないと考えている。一般のゴミ以外は産廃であり、どこかで処理しなければならぬ。そういった避けては通れない問題であるからこそ、町民が正しい知識を持つて論議できる環境を作り上げるべきであつたと思う。感情でなく冷静な理論で結論を導き出す。リサイクル企業として将来有望であるのか、単に環境を害する施設なのか見極める目を、町民誰もが持てるようになれば、町の将来に光が差す時期も早まるのではなからうか。

大子町議会議員 大森 勝夫

